

10月教育委員会定例会議事録

- 1 日 時 令和5年10月24日（火） 午後3時00分～午後4時12分
- 2 場 所 中央図書館 学習研修室
- 3 出席者 教 育 長 渡辺 宜宏
委 員 袴田 雄司 西川 倫予 菅沼 泰久
事 務 局 教 育 次 長(鈴木啓二) 教育総務課長(戸田昌宏)
学校教育課長(黒柳孝江) 幼児教育課長(岡部考伸)
スポーツ・生涯学習課長(竹中幹晴) 図書館長(菅沼 稔)
文化観光課長(白井保司) 文化観光課係長(鈴木紀子)
教育総務課長代理(仲本真武)
- 4 報 告 第 35 号 令和4年度決算報告について
第 36 号 湖西市立学校再編検討委員会（白須賀地区）委員の委嘱
又は任命について
第 37 号 湖西市立学校再編検討委員会（北部地区）委員の委嘱又
は任命について
第 38 号 湖西市立学校設置条例の一部改正について
第 39 号 湖西市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する
基準を定める条例の一部改正について
- 5 議 案 第 22 号 湖西市立図書館条例施行規則の一部改正について
第 23 号 湖西市文化財保存活用地域計画協議会設置規則の制定に
ついて

午後3時00分開会

(渡辺教育長) 出席は4名、定足数に達しているので、令和5年10月湖西市教育委員会定例会を開会する。

(渡辺教育長) 本日の案件は、報告5件、議案2件です。

本日は、文化観光課長が同席しております。文化観光課につきましては、教育委員会の事務局ではありませんが、湖西市教育委員会事務局組織規則第19条により、教育委員会の権限に属する事務のうち、文化に関する事務について補助執行をしております。

審議に入る前に、事務局から報告の申し出がありましたので、事務局の発言を認めます。教育総務課長どうぞ。

(教育総務課長) 8月の教育委員会定例会で承認いただいた議案第18号「令和5年度湖西市一般会計補正予算(第7号)要求について」、9月20日開催の湖西市議会9月定例会において一般会計補正予算のうち教育委員会関係予算、歳入20万円の増額、歳出232万円の増額が要求どおり可決されたので報告する。

(質疑なし)

(渡辺教育長) それでは審議に入る。

報告第35号「令和4年度決算報告について」、事務局の説明を求める。

(教育次長) 報告第35号「令和4年度決算報告について」令和4年度決算について、別紙決算額のとおり報告する。令和5年10月24日提出 湖西市教育委員会 教育長 渡辺宜宏

令和4年度において教育委員会の教育総務課、学校教育課、幼児教育課、スポーツ・生涯学習課、図書館の5課、および、令和3年度より湖西市教育委員会事務局組織規則第19条第2項の規定により、文化に関する事務を補助執行している産業部文化観光課は、湖西市教育振興基本計画の基本理念である「明日の湖西を創る“ひと”づくり」を具現化するために各種事業を展開してきた。続いて、お手元の主要施策成果の説明書を見ながら、主要なものについて説明をさせていただきます。

放課後児童クラブ運営事業は、放課後児童クラブへの委託費である。新たに真愛谷上学童クラブが開設したことにより、前年度に比べ増額となっている。

岡崎小学校放課後児童クラブ整備事業は、岡崎小学校敷地内へ新たに2単位分の児童クラブの施設整備に要した費用である。

新居小学校放課後児童クラブ整備事業は、新居小学校敷地内へ新たに2単位分の児童クラブを建設するため設計業務及び地質調査を実施したものである。

保育所費について、鷺津保育園、岡崎幼稚園及び新居幼稚園の管理運営費は、各保育園・こども園の管理運営に要した経費で、給食食材などの賄材料費、光熱水費、消耗品費が主なものである。

民間保育所等施設型給付費は、市内の民間保育園・こども園10園及び広域入所に係る市外の民間保育園・こども園等12園の運営に要した経費への補助である。新たに民間保育園2園が開設したことにより、前年度に比べ増額となっている。

民間保育所助成事業は、市内の民間保育園・こども園が、児童の適切な保育を確保するために実施する事業に要した経費である。

令和4年度は物価高騰対策として、学校給食費等物価高騰対策事業や、価格高騰緊急支援事業を実施した。前年度に比べ大幅に減額となった主な要因は、前年度に実施しました2園分の施設整備費補助金がすべてなくなったためである。

子育てのための施設等利用等給付は、認可外保育施設等の利用料への補助である。これらの助成事業は、保護者及び設置法人のニーズが高く、入所児童の福祉の増進につながっているため、今後も継続して助成していきたい。

公立保育所・こども園総務費は、公立保育園1園・こども園2園に共通する経費で、会計年度任用職員報酬が主なものである。

公立保育所・こども園施設管理運営費は、公立保育園1園・公立こども園2園に共通する施設管理運営に要する経費であり、令和4年度は旧内山保育園の解体に向け、

設計業務を実施した。以上が保育所費についての説明である。

続いて10款 教育費、1項 教育総務費について説明する。

1目 教育委員会費について、教育委員会関係経費は、教育委員会の組織運営に要した経費で、教育委員4名分の報酬が主なものである。

2目 事務局費について、事務局関係経費は、教育委員会事務局の運営に要した経費であり、主なものは、会計年度任用職員を雇用した経費で、事務員等、延べにして34名分の報酬である。

豊田佐吉翁記念奨学金事業費は、奨学金の給与に要した経費であり、令和4年度は、大学生8名、高校生1名の奨学生へ給与し、これまでに給付した奨学生の累計は350名である。令和4年度奨学生の募集には4名の応募があり、大学生1名、高校生1名の2名を新たに奨学生とした。

育英奨学資金貸付事業費は、奨学資金の貸付け事業に要した経費であり、令和4年度は、大学生3名に貸付けし、新規貸付者は1名である。令和4年度中の返済額の合計は、522万円であり、返済において未納となるような状況はない。

3目 教育指導費について、教育指導関係経費は、学校教育の指導等の事業に要した経費である。

学校教育運営事業は、教師用教科書と指導書の補充、児童生徒への卒業記念品やいじめ調査委員会の委員等報酬などが主な経費である。

生きた英語教育推進事業は、外国人英語指導助手（ALT）の派遣指導業務の委託に係る経費である。

外国人児童生徒支援事業は、専任指導員や通訳員の報酬が主な経費であり、専任指導員による巡回型の適応指導教室を開設し、また、学校に通訳員を配置して、就学時のオリエンテーションや、面談の際の通訳、学校だよりの翻訳等を行うことで外国人児童生徒を支援した。

特別支援教育推進事業は、市で配置する特別支援教育支援員に係る経費が主なものである。

学校保健衛生費は、学校等の保健衛生の維持向上に要した経費であり、学校医・学校歯科医・薬剤師への報酬や、幼稚園・小学校・中学校の定期健康診断の謝礼、検査業務の委託料が主なものである。

研究指定事業費の小中学校指定「特色ある学校づくり」推進事業は、各小中学校が地域の実態に応じた特色ある学校づくりを推進するための事業であり、経費としては、各教科や総合的な学習で実施した農業体験、伝統文化の継承などで、思い出に残る1学校1行事として各中学校が実施した行事のための経費であり、浜名湖ウォークやスキー教室等の実施に伴うバスの借上料が主なものである。

幼稚園教育指導関係経費は、幼児教育の充実及び向上を図るために実施した事業に要した経費で、幼児ことばの教室は指導に当たる会計年度任用職員の報酬等、特別支援教育推進事業は教育支援員の報酬が主なものである。

学校給食推進事業費は、主に小中学校6校の給食調理業務委託に係る経費であり、地方創生臨時交付金を活用し、物価高騰対策として学校給食費の補助を実施した。

4目 教育施設整備費について、教育施設整備費は、学校給食センター整備事業計画の支援業務及び測量業務の委託料が主なものである。

5目 教育施設管理費について、教育施設管理費は、小学校・中学校・幼稚園および保育園における修繕料が主なものである。

2項 小学校費、1目 学校管理費について、鷺津小学校管理運営費から新居小学校管理運営費までは、各小学校の管理運営に要した経費である。

白須賀共同調理場管理運営費は、白須賀小学校及び白須賀中学校の給食を共同で供給しており、その施設の管理運営のための経費である。

小学校施設管理運営費は、各小学校施設の維持・管理に要する経費であり、主なものは、各小学校の電気料、水道料に要した経費である。燃料費、光熱水費の価格上昇の影響により前年度に比べ増額となっている。

2目 教育振興費について、鷺津小学校教育振興費から新居小学校教育振興費までは、小学校教育の振興のため教材、図書等の整備に要した経費である。

教育扶助費は、就学が経済的な理由で困難な児童の保護者への援助に要した経費で、主なものは、就学援助費57名、特別支援教育就学奨励費138名の助成に要した経費である。

3目 学校整備費について、小学校施設整備費は、教育環境の向上及び充実を図るため、市内小学校の整備を実施したものであります。岡崎小学校のトイレ改修工事や特別支援教室改修工事などを実施した。

3項 中学校費、1目 学校管理費について、鷺津中学校管理運営費から新居中学校管理運営費までは、各中学校の管理運営に要した経費である。

中学校施設管理運営費は、各中学校の維持・管理に要する経費であり、主なものは、各中学校の電気料、水道料に要した経費である。小学校と同様、燃料費、光熱水費の価格上昇の影響により前年度に比べ増額である。

2目 教育振興費について、鷺津中学校教育振興費から新居中学校教育振興費までは、中学校教育の振興のため教材、図書等の整備に要した経費である。

教育扶助費は、就学が経済的理由で困難な生徒の保護者への援助に要した経費であり、就学援助費42名、特別支援教育就学奨励費46名の助成に要した経費である。

一般諸経費は、学校教育の充実を図るため、部活動の支援に要した経費であり、要綱に規定する大会への出場に要する経費及び部活動振興に対する交付金に要した経費である。

3目 学校整備費について、中学校施設整備費は、教育環境の向上及び充実を図るため、市内中学校の整備を実施したものであり、岡崎中学校武道場天井落下対策の実施設業務及び工事費、新居中学校体育館の天井落下対策工事の実施設に要する費用が主なものである。

4項 幼稚園費、1目 幼稚園費について、鷺津幼稚園から知波田幼稚園までの管理運営費は、各幼稚園の管理運営に要した経費で、委託料、光熱水費、通信運搬費及び消耗品費が主なものである。

幼稚園総務費は公立幼稚園4園に共通する経費で、会計年度任用職員報酬が主なものである。

幼稚園一時預かり事業は、開園日一時預かり、長期休園日一時預かり、非在籍児一時預かり保育を実施したものである。

6項 社会教育費、1目 社会教育総務費について、社会教育総務関係経費は、社会教育の推進に要した経費であり、令和4年度は、正規職員の代替えとして会計年度任用職員1名を雇用したことから前年度に比べ増額である。

2目 生涯学習費についてであり、生涯学習推進費は、市民各年齢層に対応した生涯学習の機会の提供に要した経費であり、令和4年度は、新型コロナウイルス感染対策の観点から令和3年度に中止した青少年の科学体験事業などの各種事業を再開した。また、青少年ものづくり体験事業(湖西少年少女発明クラブへの委託事業)への匿名の寄附を受け事業費が増額となったことから、前年度に比べ増額である。

わくわく子ども推進事業は、新型コロナウイルス感染症の状況により、前年度は開催を見合わせた講座があったものの、令和4年度については予定どおり開催することができたことにより、前年度に比べ増額である。

西部地域センター管理運営費は、施設の維持管理に要した経費で、大ホールの舞台装置の修繕、包括施設管理業務(夜間管理業務)の移行に伴い、前年度に比べ増額である。

4目 青少年育成費について、青少年健全育成費は、青少年育成団体の支援、はたちの集い(成人式)の開催、青少年補導活動や電話相談などに要した経費である。

6目 文化振興費は令和3年度より産業部文化観光課が事務の補助執行をしている。文化振興関係経費は、芸術文化の振興のための活動推進に要した経費であり、湖西市文化協会への芸術祭開催のための委託と補助に要した経費と育休代替の会計年度任用職員への報酬が主なものである。令和4年度はコロナ禍で出来なかった芸能祭や美術の祭典など、多くの文化協会事業が開催できたため、前年度と比べ約125万円の増額である。

文化財保護保存費は、文化財の保護及び記録保存、史跡の保存整備に要した経費であり、文化財保護保存事業のうち指定文化財保存管理補助事業は、国・県・市の指定文化財の保存管理・修理にかかる補助に要した経費である。市の指定史跡である「豊田佐吉邸」の指定敷地内にある母屋の瓦屋根葺き替え修理に伴う補助が主なものであり、事業は2カ年で行い、令和4年度は瓦を製作し、令和5年度に葺き替えを実施する予定である。

新居関跡保存整備事業では、新居関跡保存活用計画策定にかかる経費が主なものである。

市内遺跡発掘調査事業は、令和2年度に実施した浜名湖西岸土地地区画整理事業にともなう発掘調査によって出土した遺物整理を行った会計年度任用職員の報酬が主なものである。

文化財保護保存費全体では、指定文化財管理補助の増額により、前年度と比べ約298万円の増額である。

白須賀宿歴史拠点施設管理運営費は、施設の管理及び運営に要した経費であり、令

和4年度は一年を通じて開館し、年間入館者は前年度比で約19.6%の増となり、前年度と比べ約20万円の増額となった。また、白須賀宿再発見事業「第30回愛 LOVE ウォーク in 白須賀」は、雨天のため中止となった。

新居関所史料館管理運営費は、施設の管理運営と企画展示6回の開催に要した経費であり、令和4年度は一年を通じて開館し、年間入館者は、前年度比で約32%の増となり、前年度と比べ約17万円の増額である。

紀伊国屋資料館管理運営費は、施設の管理及び運営に要した経費であり、令和4年度は大きな修繕がなく、前年度と比べ75万円の減額である。

小松楼まちづくり交流館管理運営事業は、施設の管理運営に要した経費であり、指定管理により運営し、令和4年度は一年を通じて開館し、来客者は前年度比で約19.7%の増となり、前年度と比べ約10万円の増額である。

8目 多目的研修施設費について、北部地区多目的研修施設管理運営費及び南部地区構造改善センター管理運営費は、施設の維持管理に要した経費であり、両施設ともに包括施設管理業務(夜間管理業務)の移行に伴い、前年度に比べ増額である。

9目 図書館費について、中央図書館管理運営費は、中央図書館の運営及び施設管理に要した経費である。

中央図書館運営事業は、図書館資料の購入費、窓口業務を担当する会計年度任用職員の報酬及び図書館システムの維持管理費が主なものである。また、「こさい電子図書館」のサービスを開始した。

図書館施設維持管理事業は、建物及び設備の保守、修繕等に要した経費であり、前年度に比べ大幅に減額となった主な要因は、前年度に実施した図書館用地取得事業がなかったためである。

新居図書館管理運営費は、新居図書館の運営及び施設管理に要した経費で、図書館資料の購入費や会計年度任用職員の報酬、建物及び設備の保守、修繕等に要した経費である。

7項 保健体育費、1目 保健体育総務費について、社会体育施設維持管理費は、湖西運動公園外5施設と複合運動施設の指定管理業務委託料と施設の修繕・備品購入などに要した経費である。前年度と比較して、利用者が増加した施設、減少した施設と様々ではありますが、相対的にコロナ前までの状況に及ばないものの回復傾向にあるものと考えている。なお、新居スポーツ広場公園庭球場、湖西運動公園野球場及び複合運動施設など7か所の設備修繕を行ったため、修繕料は前年度に比べ増額である。

2目 スポーツ推進費について、スポーツ活動推進及び大会運営費は、市民スポーツ活動の推進や大会の運営に要した経費であり、主なものは、スポーツ教室の講師謝礼、スポーツ大会の委託、ジュニアスポーツクラブ育成業務の委託、市町対抗駅伝大会、リレーマラソンの運営などである。

最後に議案書の資料について簡単に説明する。

3款 民生費 2項 児童福祉費 1目 児童福祉総務費中、放課後児童健全育成事業費の決算額は、1億4,894万5,524円で、前年度対比1億403万6,844円の増額、231.66%の伸び率となった。

3目 保育所費の決算額は、16億3,736万1,442円で、前年度対比2億2,767万2,611円の減額、12.21%の減となった。

1項 教育総務費の決算額は、5億5,346万4,520円で、前年度対比3,356万2,958円の増額、6.46%の伸び率となった。

2項 小学校費の決算額は、3億2,685万8,330円で、前年度対比126万2,441円の増額、0.39%の伸び率となった。

3項 中学校費の決算額は、2億4,136万8,987円で、前年度対比4,784万7,403円の増額、24.72%の伸び率となった。

4項 幼稚園費の決算額は、1億9,326万3,826円で、前年度対比1,136万5,406円の増額、6.25%の伸び率となった。

6項 社会教育費の決算額は、2億8,600万3,624円で、前年度対比1,691万5,067円の減額、5.58%の減となった。

7項 保健体育費の決算額は、3億4,685万3,697円で、前年度対比5,906万1,757円の増額、20.52%の伸び率となった。

以上が10款 教育費の令和4年度決算概要である。なお、この後の質疑に対しては担当課長が詳細説明するので、よろしく願います。

(渡辺教育長) 質疑のある方は発言をするように。

(袴田委員) 岡崎小学校のトイレ改修により、市内のトイレの洋式化は大体終わったのか。

(教育総務課長) トイレの洋式化は今年度新居小学校の北校舎を行っており、6年度

も予算がつけば南校舎のトイレ工事をを行う予定である。まだ全体としては5割に満たしていないことから、今後計画的に順次進めていく予定である。

(袴田委員) 市全体ではいつごろ終わる予定ですか。

(教育総務課長) 学校再編などの状況もあることから、何年度かははっきり言えないが、できるところから順次進めていく。

(袴田委員) 育英奨学金は金利はいくらなのか。

(教育総務課長) 金利はありません。

(西川委員) 岡崎小学校特別支援教室改修工事と、岡崎中学校特別支援教室改修工事について、同じ1クラス増に伴う改修工事であるのに、金額に違いがあるのはなぜですか。

(教育総務課長) どちらも教室の改修工事ですが、規模や内容によって違いが出てくるためである。

(西川委員) 支援が必要なお子さんが増えてきているが、今回岡崎地区しか工事していないが、他の学校は支援をするクラスは足りているのですか。

(学校教育課長) 教室の数としては足りていることから、工事は岡崎地区のみとなっているが、全体の支援が必要な人数は全体として増えている。人数によって教室の数が決まってくることから、今のところ充足している場合は、増やす必要はない。

(菅沼委員) 学校給食センターの整備計画支援業務の中身は、設計まで入っているのか。

(教育総務課長) アドバイザリー業務であるが、施設を整備するにあたって要求水準書を作り上げていく過程で、湖西市として必要な仕様とするためのアドバイスにかかる委託料である。

(菅沼委員) 扶助費について、小中学校の就学援助の件数が増えているが、市役所側が対象者を調べ漏れなくスクリーニングしているのか、それとも申し出があった方のみが対象となっているのか。

(教育総務課長) 申請制であるため、保護者からの申請内容について基準に照らし合わせ、対象となるかどうかを判断している。

(菅沼委員) 基準内でも申請をしていないことから、対象から漏れている人もいるわけですね。

(教育総務課長) 学校側でも市側でも周知をしており、年度途中でも申請をしていたらいい。

(菅沼委員) 昨年も伝えさせていただきましたが、もう少し拡充する方向になっていくことが、世の中の的にもよいのではないかと思います。

(教育長) 学校だけでなく地域の民生委員にも周知をお願いしている。

(渡辺教育長) 続いて、報告第36号「湖西市立学校再編検討委員会（白須賀地区）委員の委嘱又は任命について」、事務局の説明を求める。

(学校教育課長) 報告第36号「湖西市立学校再編検討委員会（白須賀地区）委員の委嘱又は任命について」、湖西市立学校再編検討委員会（令和5年湖西市教育委員会告示第4号）第3条の規定により、下記の者を湖西市立学校再編検討委員会（白須賀地区）委員に委嘱又は任命したので報告する。令和5年10月24日提出 湖西市教育委員会 教育長 渡辺 宜宏。

この委員会は8月の定例教育委員会において、議案として審議したものであり、10名を委員として委嘱した。学識経験者として、常葉大学教育学部生涯学習学科 特任教授 堀井 啓幸氏、保護者代表として、白須賀幼稚園、白須賀小学校、白須賀中学校から4名、地域住民代表として3名、学校長2名、以上10人を委員として委嘱又は任命したので報告する。

(渡辺教育長) 質疑のある方は発言をするように。

(質疑なし)

(渡辺教育長) 続いて、報告第37号「湖西市立学校再編検討委員会（北部地区）委員の委嘱又は任命について」、事務局の説明を求める。

(学校教育課長) 報告第37号「湖西市立学校再編検討委員会（北部地区）委員の委嘱又は任命について」、湖西市立学校再編検討委員会（令和5年湖西市教育委員会告示第4号）第3条の規定により、下記の者を湖西市立学校再編検討委員会（北部地区）委

員に委嘱又は任命するので報告する。令和5年10月24日提出 湖西市教育委員会 教育長 渡辺 宜宏。

この委員会は8月の定例教育委員会において、議案として審議したものであり、11名を委員として委嘱した。学識経験者として静岡大学教職大学院教育学研究科 特任教授 吉澤 勝治氏、保護者代表として、知波田幼稚園、東小学校、知波田小学校、湖西中学校から4名、地域住民代表として3名、学校長3名、以上11人を委員として委嘱又は任命する予定であるので報告する。

(渡辺教育長) 質疑のある方は発言をするように。

(質疑なし)

(渡辺教育長) 続いて、報告第38号「湖西市立学校設置条例の一部改正について」、事務局の説明を求める。

(幼児教育課長) 報告第38号「湖西市立学校設置条例の一部改正について」、湖西市立学校設置条例(昭和39年湖西市条例第24号)の一部を別紙のとおり改正したので報告する。令和5年10月24日提出 湖西市教育委員会 教育長 渡辺 宜宏。

令和6年4月1日から真愛保育園が真愛白須賀こども園に移行することとなり、白須賀学区内に新規に幼稚園部が創設されることになり、湖西市立白須賀幼稚園に在籍する園児の保護者に意向を確認したところ、すべての保護者が転園について同意したことから、令和6年3月31日をもって閉園とするため、湖西市立学校設置条例からの削除をする。なお、施行日は令和6年4月1日とする。

(渡辺教育長) 質疑のある方は発言をするように。

(質疑なし)

(渡辺教育長) 続いて、報告第39号「湖西市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」、事務局の説明を求める。

(教育総務課長) 報告第39号「湖西市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」、湖西市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年湖西市条例第24号)の一部を別紙のとおり改正したので報告する。令和5年10月24日提出 湖西市教育委員会 教育長 渡辺 宜宏。

この条例自体は、放課後児童クラブ、いわゆる学童事業を運営する場合の基準を定めたものであり、例えば、児童1人あたりに必要な面積などの設備基準や、単位ごとに配置するスタッフは支援員を含め2人以上とするなどの運営基準が定められている。

今回の改正は、令和5年4月12日付け、こども家庭庁(成育局長)からの通知に伴って改正したものである。支援員と呼ばれるスタッフは、県の研修を修了した者であるが、その研修修了予定日が平成32年3月31日までの場合は「支援員」とみなすとしていたのが従来の運用であったが、今回の改正では、放課後児童クラブの支援員として従事することになってから2年以内に研修を修了する研修計画を定めた者を「支援員」としてみなし、今後当分の間この運用をしていくとしたものである。なお、施行日は公布の日とする。

(渡辺教育長) 質疑のある方は発言をするように。

(袴田委員) もともと2年間だったのですか。

(教育総務課長) もともと2年間だったものを、当分の間に改正した。

(渡辺教育長) 続いて、議案第22号「湖西市立図書館条例施行規則の一部改正について」、事務局の説明を求める。

(図書館長) 議案第22号「湖西市立図書館条例施行規則の一部改正について」、湖西市立図書館条例施行規則(平成元年湖西市教育委員会規則第6号)の一部を別紙のとおり改正したいので承認を求める。令和5年10月24日提出 湖西市教育委員会 教育長 渡辺 宜宏。

今回審議いただく規則の一部改正ですが、図書等を借りるときは貸出カードを提示することとしているが、カードを忘れた時などカードの代わりに、お手元のスマホで図書館システムのマイページにログインすることで、利用者登録情報やバーコードを

スマホに表示させ、その画面を提示することで図書等を借りることができるようにするもので、これに伴う字句や言い回し等を変更するものが主な改正である。

第6条第3項は、スマホ表示がカードの代替えとなる規定である。

第6条第4項は、カードやスマホ表示の有効期間を定めるものである。

第6条第8項は、利用者登録の取り消し要因を定める規定である。施行日は、スマホ提示のプログラムを含む図書館システムのバージョンアップに合わせ、令和6年1月10日である。

(渡辺教育長) 質疑のある方は発言をするように。

(西川委員) スマホを使って行うということは、具体的にはQRコードをスマホで撮れば、カードに入力してある内容に飛ぶことができるということですか。

(図書館長) 図書館システムにマイページという各個人が持っているページがあり、そこに表示されるバーコードをかざすことにより、図書カードと同様の扱いができるものである。

(西川委員) それができるのであれば、最終的にはカードは必要ないのですか。

(図書館長) 子どもやお年寄りなど常にスマホを持っていない人には、今まで通りカードは必要である。

(西川委員) 大人であればゆくゆくはカードがなくてもよいということですか。

(図書館長) その通りである。

(袴田委員) 新居と湖西は同じシステムで運用しているのですか。

(図書館長) その通りである。

(袴田委員) そうすると新居でも湖西でも借りれるということですか。

(図書館長) 今でもどこでも借りることができるし、返す場所もどこでもよい。

(渡辺教育長) それでは、議案第22号「湖西市立図書館条例施行規則の一部改正について」を採決を行うがよろしいか。本案を原案のとおり承認する方の挙手を求める。

(挙手全員)

(渡辺教育長) 挙手全員である。よって、議案第22号「湖西市立図書館条例施行規則の一部改正について」は原案のとおり承認された。

(渡辺教育長) 続いて、議案第23号「湖西市文化財保存活用地域計画協議会設置規則の制定について」、事務局の説明を求める。

(文化観光課長) 議案第23号「湖西市文化財保存活用地域計画協議会設置規則の制定について」、湖西市文化財保存活用地域計画協議会設置規則を別紙のとおり制定したいので承認を求める。令和5年10月24日提出 湖西市教育委員会 教育長 渡辺 宜宏。

この規則は、湖西市文化財保存活用地域計画協議会の設置のため、新たに制定するものである。文化財保存活用地域計画とは、平成30年に改正された文化財保護法に基づき、市町において取り組んでいく目標や取組の具体的な内容を記載した文化財の保存・活用に関する基本的なマスタープラン兼アクションプラン計画である。

地域の未指定の文化財も含めた多様な文化財を俯瞰し、総合的、一体的に保存・活用することにより、地域の特徴をいかした地域振興に資するとともに、確実な文化財の継承につなげることを目的とする。

計画では、行政や文化財所有者だけでなく、まちづくりや観光などの他の行政分野とも連携し、地域社会総がかりによる、より充実した文化財の保存・活用を図っていくことや、地域のアイデンティティの醸成が期待される。

今回の規則は、令和6年度から3年をかけ計画を策定するための協議会を設置するための規則である。協議会メンバーは、文化財保護法により市、県、文化財支援団体の他、文化財の所有者、学識経験者、商工関係団体、観光関係団体などで構成するように定められている。協議会では、計画の策定、計画の実施に関する事項を所掌し、委員は有識者10人以内から任命し、任期は3年間である。施行日は、令和6年4月1日である。

(渡辺教育長) 質疑のある方は発言をするように。

(菅沼委員) マスタープランは何年までに作成するものですか。

(文化観光課長) とくに法の定めはなく、努力義務である。県内35市町においても15市町が着手している状況であり、来年度から3年かけて令和8年度に策定する予定であ

る。

(菅沼委員) これはお祭りなども含まれるのですか。

(文化観光課長) その通りである。

(袴田委員) 文化財の保護をメインに考えているのか、文化財の保護をしつつ街づくりに貢献しようとしているのか、どのように考えていますか。

(文化観光課長) 保護だけでなく、活用も含め考えている。祭りだけでなく観光施設と文化財を連携させて客を呼び込むことを考えている。

(渡辺教育長) それでは、議案第23号「湖西市文化財保存活用地域計画協議会設置規則の制定について」を採決を行うがよろしいか。本案を原案のとおり承認する方の挙手を求める。

(挙手全員)

(渡辺教育長) 挙手全員である。よって、議案第23号「湖西市文化財保存活用地域計画協議会設置規則の制定について」は原案のとおり承認された。

(渡辺教育長) 本日の案件については、これをもって全て終了した。
これにて、令和5年10月湖西市教育委員会定例会を閉会する。

閉 会 午後4時12分終了